

公立大学法人福井県立大学職員倫理規程

平成19年4月1日
公立大学法人福井県立大学規程第40号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人福井県立大学職員就業規則(平成19年公立大学法人福井県立大学規程第35号。以下「就業規則」という。)第37条第2項の規定に基づき、公立大学法人福井県立大学(以下「本学」という。)に勤務する職員の職務に係る倫理の保持を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「職員」とは、就業規則第2条第1項に規定する職員をいう。

2 この規程において、「管理職員」とは、管理または監督の地位にある職員であって、公立大学法人福井県立大学職員給与規程(平成19年規程第37号)第9条に規定する管理職手当の支給を受けるものをいう。

3 この規程において、「事業者等」とは、法人(法人でない社団または財団で代表者または管理人の定めがあるものを含む。)その他の団体および事業を行う個人(当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

4 この規程の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における役員、従業員、代理人その他の者は、前項の事業者等とみなす。

5 この規程において「利害関係者」とは、理事長、副理事長、理事(非常勤の者を除く。以下「理事長等」という。)または職員が職務として携わる次の各号に掲げる事務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者をいう。ただし、理事長等もしくは職員の職務との利害関係が潜在的なものにとどまる者または理事長等もしくは職員の裁量の余地が少ない職務に関する者および大学、研究機関もしくは地方公共団体またはこれらに準ずるものに勤務する者(当該大学、研究機関もしくは地方公共団体またはこれらに準ずるものの利益のためにする行為を行う場合における当該勤務する者に限る。)を除く。

(1) 許認可等をする事務 当該許認可等を受けて事業を行っている事業者等(前項の規定により事業者等とみなされる者を含む。以下同じ。)、当該許認可等の申請をしている事業者等または個人(事業者等である個人を除く。以下「特定個人」という。)および当該許認可等の申請をしようとしていることが明らかである事業者等または特定個人

(2) 補助金等を交付する事務 当該補助金等の交付を受けて当該交付の対象となる事務または事業を行っている事業者等または特定個人、当該補助金等の交付の申請をしている事業者等または特定個人および当該補助金等の交付の申請をしようとしていることが明らかである事業者等または特定個人

(3) 不利益処分をする事務 当該不利益処分をしようとする場合における当該不利益処分の名宛人となるべき事業者等または特定個人

(4) 契約に関する事務 当該契約を締結している事業者等および特定個人、当該契約の申込みをしている事業者等または特定個人および当該契約の申込みをしようとしていることが明らかである事業者等または特定個人

5 職員に異動があった場合において、当該異動前の職に係る当該職員の利害関係者であった者が、異動後引き続き当該職に係る他の職員の利害関係者であるときは、当該利害関係者であった者は、当該異動の日から起算して3年間(当該期間内に、当該利害関係者であった者が当該職に係る他の職員の利害関係者でなくなったときは、その日までの間)は、当該異動があった職員の利害関係者であるものとみなす。

6 他の職員の利害関係者が、職員をしてその職に基づく影響力を当該他の職員に行使させることにより自己の利益を図るためその職員と接触していることが明らかな場合においては、当該他の職員の利害関係者は、その職員の利害関係者であるものとみなす。

(理事長等の職務に係る倫理原則および倫理行動規準)

第3条 理事長等は、本学の役員としての清廉さを保持し、かつ、その使命を自覚し、第一号に掲げる倫理原則とともに第二号から第七号までに掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 理事長等は、本学および公共の利益のためにその職務を行い、常に公私の別を明らかにし、職務に関して廉潔性を保持しなければならないこと。

(2) 理事長等は、利害関係者との接触に当たっては、供応接待を受けること、職務に関連して贈与や便宜供与を受けること等であって疑惑を招くような行為をしてはならないこと。

(3) 理事長等は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないこと。その職を退いた後も同様とす

ること。

(4) 理事長等は、政治的中立性が求められている職員に対し、一部の者の利益のために、その影響力を行使してはならないこと。

(5) 理事長等は、職員に対する指示が法令に違反することのないよう十分留意するとともに、当該指示について職員が法令に違反するおそれがある旨の意見を述べた場合にはその意見の内容を十分に考慮しなければならないこと。

(6) 理事長は、職員の任命権を一部の政治的目的のために濫用してはならないこと。

(7) 第2号から第6号までに掲げるもののほか、理事長等は、法令を遵守し、その職務に係る倫理の保持に万全を期すこと。

(倫理行動規準)

第4条 職員は、本学の職員としての誇りを持ち、かつ、その使命を自覚し、次の各号に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持を図るために遵守すべき規準として、行動しなければならない。

(1) 職員は、職務上知り得た情報について一部の者に対してのみ有利な取扱いをする等不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならないこと。

(2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならないこと。

(3) 職員は、法令および本学の諸規程により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与等を受けること等の疑惑や不信を招くような行為をしてはならないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに取り組まなければならないこと。

(5) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が本学の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならないこと。

(禁止行為)

第5条 職員は、利害関係者との関係において、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) 利害関係者から金銭、物品または不動産の贈与を受けること。

(2) 利害関係者から金銭の貸付を受けること。

(3) 利害関係者からまたは利害関係者の負担により、無償で物品または不動産の貸付を受けること。

(4) 利害関係者からまたは利害関係者の負担により、無償で役務の提供を受けること。

(5) 利害関係者から未公開株式を譲り受けること。

(6) 利害関係者から供応接待を受けること。

(7) 利害関係者とともに遊戯またはゴルフをすること。

(8) 利害関係者とともに旅行（職務としての旅行を除く。）をすること。

(9) 利害関係者をして、第三者に対し前各号に掲げる行為をさせること。

2 前項の規定にかかわらず、職員は、次に掲げる行為を行うことができる。

(1) 利害関係者から宣伝用物品または記念品であって広く一般に配布するためのものの贈与を受けること。

(2) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から記念品の贈与を受けること。

(3) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される物品を使用すること。

(4) 職務として利害関係者を訪問した際に、当該利害関係者から提供される自動車（当該利害関係者とその業務等において日常的に利用しているものに限る。）を利用すること。

(5) 職務として出席した会議その他の会合において、利害関係者から茶菓の提供を受けること。

(6) 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、利害関係者から飲食物の提供を受けること。

(7) 職務として出席した会議において、利害関係者から簡素な飲食物の提供を受けること。

3 第1項の規定の適用については、職員（同項第9号に掲げる行為にあつては、同号の第三者。以下この項において同じ。）が、利害関係者から、物品もしくは不動産を購入した場合、物品もしくは不動産の貸付けを受けた場合または役務の提供を受けた場合において、それらの対価がそれらの行為が行われた時における時価よりも著しく低いときは、当該職員は、当該利害関係者から、当該対価と当該時価との差額に相当する額の金銭の贈与を受けたものとみなす。

(禁止行為の例外)

第6条 職員は、私的な関係（職員としての身分にかかわらない関係をいう。以下同じ。）がある者であつて、利害関係者に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯および現在の状況ならびにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対して疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、前条第1項の規定にかかわらず、同項各号（第9号を除く。）に掲げる行為を行うことができる。

2 職員は、前項の公正な職務の執行に対して疑惑や不信を招くおそれがないかどうかを判断することができない場合においては、上司に相談し、その指示に従うものとする。

(利害関係者以外の者との間における禁止行為)

第7条 職員は、利害関係者に該当しない事業者等であっても、その者から供応接待を繰り返し受けるなど社会通念上相当と認められる程度を超えて供応接待または財産上の利益の供与を受けてはならない。

2 職員は、自己が行った物品もしくは不動産の購入もしくは借受けまたは役務の受領の対価を、その者が利害関係者であるかどうかにかかわらず、それらの行為が行われた場に居合わせなかった事業者等にその者の負担として支払わせてはならない。

(職員の職務に係る倫理の保持を阻害する行為等の禁止)

第8条 職員は、他の職員の第5条または前条の規定に違反する行為によって当該他の職員(第5条第1項第9号の規定に違反する行為にあつては、同号の第三者)が得た財産上の利益であることを知りながら、当該利益の全部もしくは一部を受け取り、または享受してはならない。

2 職員は、上司に対して、自己もしくは他の職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実について、虚偽の申述を行い、またはこれを隠ぺいしてはならない。

3 管理職員は、その管理し、または監督する職員がこの規程に違反する行為を行った疑いがあると思料するに足る事実があるときは、これを黙認してはならない。

(贈与等の報告)

第9条 管理職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与もしくは供応接待(以下「贈与等」という。)を受けたときまたは事業者等と職員の職務との関係に基づいて提供する人的役務に対する報酬として次条に定める報酬の支払を受けたとき(当該贈与等を受けた時または当該報酬の支払を受けた時において管理職員等であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益または当該支払を受けた報酬の価額が1件につき5千円を超える場合に限り。)は、その都度次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を理事長に提出しなければならない。

(1) 当該贈与等により受けた利益または当該支払を受けた報酬の価額

(2) 当該贈与等により利益を受けまたは当該報酬の支払を受けた年月日およびその基因となった事実

(3) 当該贈与等をした事業者等または当該報酬を支払った事業者等の名称および住所

(4) その他理事長が必要と認める事項

(報酬)

第10条 前条にいう報酬は、次の各号のいずれかに該当する報酬とする。

(1) 利害関係者に該当する事業者等から支払を受けた講演等の報酬

(2) 利害関係者に該当しない事業者等から支払を受けた講演等の報酬のうち、職員の現在または過去の職務に係る事項に関する講演等の報酬

(上司への相談)

第11条 職員は、自らが行う行為の相手方が利害関係者に該当するかどうかを判断することができない場合または利害関係者との間で行う行為が第5条第1項各号に掲げる行為に該当するかどうかを判断することができない場合には、上司に相談し、その指示に従わなければならない。

(理事長の責務)

第12条 理事長は、この規程に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 贈与等報告書の受理、審査、保存および閲覧のための体制の整備その他の職員の職務に係る倫理の保持のための体制の整備を行うこと。

(2) 職員がこの規程に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(3) 職員がこの規程に違反する行為について理事長その他の者に通知をしたことを理由として、当該通知をした職員が不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(4) 研修その他の施策により、職員の倫理観の涵養および保持に努めること。

(5) 職員からの前条の相談に応じ、必要な指導および助言を行うこと。

(委任)

第13条 この規程に定めるもののほか、職員の職務に係る倫理の保持に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。